

## 製品安全データシート (MSDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名：ピーボード (発泡ポリプロピレンシート)

会社名：(株)JSP

住 所：東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 新日石ビル

担当部門：産業資材カンパニー 担当者 飯野 勇一

電話番号：03(6212)6343 FAX番号：03(6212)6349

緊急連絡先：(株)JSP 鹿沼第一工場 産業資材カンパニー 生産技術グループ

電話番号：0289(76)2211

### 2. 組成、成分情報 単一製品・混合物の区別 混合物

化学名	ポリプロピレン	ブタン
成分及び含有量	97.0~99.9wt%	0.1~3.0wt%
化学式又は構造式	$(-\text{CH}_2-\text{CH}(\text{CH}_3)-)_n$	$\text{C}_4\text{H}_{10}$
官報公示整理番号(化審法)	(6)-402	(2)-4
CAS No	9003-07-0	106-97-8(n) 75-28-5(イ)
国連分類及び国連番号(分類)	該当しない	2
(番号)	該当しない	1011(n) 1969(イ)

### 3. 危険有害性の要約

分類の名称：可燃性固体

危険性：1. 消防法指定可燃物である。

2. シート中の発泡剤ガスは緩やかに揮発する。

3. 発泡剤ガスは空気中で一定濃度に達すると、何らかの火源により火災、爆発を起こすことがある

有害性：発泡剤ガスは高濃度の場合、窒息性、麻酔性がある。

### 4. 応急処置

目に入った場合：切り屑等が目に入ったときは、目を擦らずに清浄な水で洗い流す。

皮膚に付着した場合：障害を及ぼす恐れはほとんどないが、かゆみなどの異常を感じるようであれば医師の診断を受ける

吸入した場合：ガスを吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温を保ち、医師の診断を受ける

飲み込んだ場合：起り難いが、飲み込んだでも急性毒性はない。大量に飲み込んだ

場合は、医師の診断を受ける。

#### 5．火災時の処置

消防方法：直ちに消防署へ通報するとともに、着火源をたち、風上から消火器・大量の水で消火する。黒煙を吸い込まないように注意する。消火作業をするときは、防火服呼吸器具を着用する。

消火剤：水、粉末消火器、泡消火器

#### 6．漏出時の処置

シート状の形態であるので該当しない。

除去方法：散逸した場合は拾い集めて回収する。この時、着火源になるものを近づけない。

#### 7．取扱い及び保管上の注意

取扱い：1 .20 立方メートル以上を貯蔵・取扱う場合は所轄消防署長への届出が必要です。

2 .貯蔵・取扱う場合は火気厳禁にする。

3 .静電気、衝撃花火などの着火源が生じないように注意する。

4 .成型作業では、溶融により低分子量成分の揮発が生じるので、これを排除するための有効な局所排気装置等を設置する。

保管：1 .発泡剤ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

2 .直射日光があたらないように保管する。

#### 8．暴露防止及び保護処置

管理濃度：未測定

許容濃度：ブタン

日本産業衛生学会（2002年度版） 500ppm 1200mg / m<sup>3</sup>

ACGIH（TWA）（2001年度版） 800ppm 1900mg / m<sup>3</sup>

設備対策：揮発した発泡剤ガスが滞留しないように、適正に換気を行う。

保護具：シートのエッジで手を切る可能性があるため、手袋を着用することが望ましい

#### 9．物理的及び化学的性質

物理的状態 発泡ポリプロピレンシート

形状： 多孔質シート状固体

色： 白

臭い： なし

融解性： 水、低級アルコールに不溶その他の有機溶剤に可溶

物理学的状態が変化する特定の温度 / 温度範囲

融点： データなし

引火点： "

発火点： "

爆発限界 上限： "

( vol% ) 下限： "

可燃性： 有り（指定可燃物）  
発火性： データなし  
酸化性：       "  
粉塵爆発性：       "

10．安定性及び反応性

安定性： 一般的な取扱いにおいて安定  
自己反応性・爆発性： なし

11．有害性情報

発泡ポリプロピレンシートに関してデータなし

12．環境影響情報

分解性： 該当データなし  
蓄積性： 該当データなし  
その他： オゾン層破壊物質であるフロン、ハロン等は使用していない。

13．廃棄上の注意

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋め立てを行う。地方自治体の規制がある場合にはそれに従うこと（回収リサイクルが可能である）。

14．輸送上の注意

- 1．喫煙・溶接の火花などの発火源のない、風通しのよい場所で荷役作業を行う。
- 2．積荷の近くは火気厳禁とする。
- 3．トラック輸送時には通気性を考慮の上、シート掛けを行う。
- 4．トラック輸送には消火器を備える。
- 5．水漏れ、荷崩れ防止処置を行う。
- 6．包装を傷つけたり、破袋させるような乱暴な取扱いをしない。

15．適用法令

消防法： 指定可燃物（火災予防条例準則34条）（合成樹脂類）

労働安全衛生法： 有害物（施行令第18条別表9）

（ブタン）       ： 可燃性ガス（施行令別表1）

次のいずれの法律にも規制されない。

化審法、毒物劇物取締法、船舶安全法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法

16．その他（引用文献等）

以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。

また、注意事項は通常取扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上ご利用ください。

以上は情報提供であって、保証するものではありません。